

平成22年 11月 清掃・リサイクル対策特別委員会

世田谷区議会清掃・リサイクル対策特別委員会会議録第十号

平成二十二年十一月十五日（月曜日）

場 所 第四委員会室

出席委員（十三名）

委員長	村田義則
副委員長	小泉たま子
	菅沼つとむ
	山口ひろひさ
	山内 彰
	岡本のぶ子
	佐藤弘人
	重政はるゆき
	中塚さちよ
	岸 武志
	竹村津絵
	羽田圭二
	ひうち優子

事務局職員

議事担当係長	中瀬信彦
調査係主事	流石 旭

出席説明員

清掃・リサイクル部

部長	板谷雅光
----	------

参事	溝口 猛
管理課長	原田茂実
事業課長	阿部晃一
世田谷清掃事務所長	山本茂孝
砧清掃事務所長	岩渕博英

◇ ~~~~~ ◇

## 本日の会議に付した事件

### 1. 請願審査

・ 平二二・三一号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書等」の採択を求める陳情

### 2. 報告事項

#### (1) 第四回定例会提出予定案件について

[報告]

① 議会の委任による専決処分の報告（衣類等損壊事故に係る損害賠償額の決定）

② 議会の委任による専決処分の報告（庭園灯損傷事故に係る損害賠償額の決定）

#### (2) 年末年始の資源・ごみ収集について

#### (3) その他

### 3. 資料配付

・ 東京二十三区清掃一部事務組合議会 全員協議会 議題一覧

### 4. 協議事項

#### (1) 次回委員会の開催について

◇ ~~~~~ ◇

午前十時開議

○村田 委員長 ただいまから清掃・リサイクル対策特別委員会を開会いたします。

-----

○村田 委員長 本日は、請願の審査、報告事項の聴取等を行います。

初めに請願審査が通例ですが、本日、議事の都合で、初めに報告事項のほうから受けていきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田 委員長 では、そのようにしたいと思います。

それでは、2報告事項の聴取を行います。

(1) 第四回定例会提出予定案件について、①議会の委任による専決処分の報告（衣類等損壊事故に係る損害賠償額の決定）について、理事者の説明を求めます。

◎山本 世田谷清掃事務所長 それでは、議会の委任による専決処分についてご報告させていただきます。

九月六日開催の当委員会におきまして、収集作業中の事故としてご報告した件でございます。本件につきまして損害賠償額が決定いたしましたのでご報告するものでございます。

事故の概要につきましては、前回ご報告いたしましたように、記載のとおりでございます。損害の程度は記載のとおりでございますが、衣類、化粧品等の損壊ということでございます。

この間、相手方とは誠意を持って交渉に当たりまして、その結果、過失割合は双方とも五割ということになりました。

損害賠償額は三十四万一千円でございます。

専決処分につきましては、十月二十七日にさせていただいたところでございます。  
まことに申しわけございませんでした。

○村田 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆ 菅沼 委員 気をつけてください。

---

○村田 委員長 それでは、②議会の委任による専決処分の報告（庭園灯損傷事故に係る損害賠償額の決定）について、理事者の説明を求めます。

◎岩淵 砧清掃事務所長 引き続き、議会の委任による専決処分についてご報告させていただきます。

本件事故につきましては、五月二十八日開催の本委員会にてご報告申し上げたものでございます。

事故の概要につきましては、(4)、(5)に記載のとおりでございます。

過失の割合につきましては、区側が十割、損害補償額は十五万八千百三十八円でございます。

専決処分につきましては、十月二十九日にとり行わせていただいたものでございます。

大変申しわけございませんでした。

○村田 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がありましたら、どうぞ。

◆ 菅沼 委員 うちのほうが圧倒的に悪くて、何でこんなに時間がかかっているの。

◎岩淵 砧清掃事務所長 大変申しわけないんですが、この物件については、相手方がマンション管理組合、区分所有というようなことで、金額というよりも相手方の確定だとか、破損した工作物の特定がございましたので、それらの書類を管理組合にそろえていただくために若干時間がかかったということで、申しわけございませんでした。

-----  
○村田 委員長 それでは、(2)年末年始の資源・ごみ収集について、理事者の説明をお願いします。

◎阿部 事業課長 それでは、お手元の資料に基づきまして、年末年始の資源・ごみ収集につきましてご報告申し上げます。

ことしも余すところあとわずかとなりましたが、年末年始の収集日につきましては、資源、可燃ごみについては十二月三十日まで通常どおり収集をする。それから、不燃ごみ、ペットボトルにつきましては十二月二十八日までということになってございます。年始につきましては、一月四日から通常どおり収集を開始いたします。

周知の方法でございますが、これも例年どおりということでございますけれども、集積所の張り紙、「区のおしらせ」、町会回覧チラシ、区のホームページ、エフエム世田谷、出張所ポスター・チラシ、メール配信サービス等々で区民の皆様には周知していく、あるいは、もう既に周知が始まっているところでございます。

ご報告は以上でございます。

○村田 委員長 ただいまの説明に対しご質疑はありませんか。

◆竹村 委員 カレンダーでちゃんと見ればわかると思うんですが、可燃ごみが週に二回になったことで割と年末年始のあきが大きいと、かなり長い間とっておかなくて

はならないという事態が発生していると思うんですが、ことしはそれについて何か特別に配慮したとか、そういうことはないんでしょうか。

◎阿部 事業課長 ただいまのご質問でございますけれども、確かに可燃ごみにつきましては、週二回というところが間に休みが入るものですから、一回飛ばしということではちょうど一週間あくことになります。ですので、休み明けの四、五、六につきましては通常よりも可燃ごみがたくさん出ることが予想されます。つきましては、臨時車等々でその体制を現在組んでおりまして、年明けから収集に当たるというふうな状況でございます。

◆小泉 委員 毎年思うんですけれども、これを張り紙するんですけれども、それが余りにもきれいじゃない場合があるんですね。ただべたべた張って行って。こういうことはなおさらきれいにしていかなければいけないと思うんですね。これとあわせて、通常のことを知らせているのがありますよね。そういうのもぼろぼろになっていたり、飛んでいたりしているのがありますから、常にガムテープか何かを持って歩いて、美化というんですか、そういうことに常に気を配るということは大事だと思うんです。これとあわせてそれをお願いしたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

◎岩淵 砧清掃事務所長 集積所の美化につきましては、収集員のほうも日ごろから大変気を配っているところでございますが、今のご指摘を受けまして再度所内でも周知徹底したいと考えております。

◆岡本 委員 今の美化につながるんですけれども、今、集積所に本来捨てるべきでない地域外の方々とか、そういう方がよく捨てられて、その集積所の管理をされる地域の方が非常に困っているという声が常に上がっていると思いますが、特にこの年末、そういう状態に置かれたまま、その地域がとても不衛生な状態で年始を迎えることが

ないように、その点の見回り体制というのを強化していただきたいと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

◎山本 世田谷清掃事務所長 年末年始は特にごみの量がふえまして、この年末年始期間につきましては職員の体制も強化しております、ふれあい班、あるいは技能長のほうもほぼフルに活動しております。そういった状況にならないように、しっかりとふれあい班等で取り組みをしてまいりたいと思います。

◆羽田 委員 今、職員の体制も強化をするという話があったんですけれども、安全対策ですよ。特に年末年始の作業が大変過酷になるということもわかっているわけですから、その辺の作業計画等について万全な体制を組むべきだと思いますが、その点はいかがですか。

◎溝口 清掃・リサイクル部参事 年末年始の期間は特に安全対策でも強化をしております、事前に職員の研修などもやりまして、再度安全作業手順などを徹底すること、これを毎年やっておりますし、その中で、安全対策は私ども管理監督者としても一番重要な時期でございますので、万全を期してまいりたい。三所ともそのような覚悟で臨みたいと思っております。

◆羽田 委員 職員配置もですね。

◎溝口 清掃・リサイクル部参事 職員配置につきましては、特に年末年始のうちの最後の部分、それから年始の最初の部分、その辺については特に車の台数も多くなりますので、できるだけ全職員が出られるような体制を組みまして問題のないような対応をしていきたい、そのように思っております。

-----

○村田 委員長 それでは引き続きまして、報告事項(3)その他は何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田 委員長 それでは、報告事項の聴取をこれで終わります。

---

○村田 委員長 それでは、3資料配付ですが、東京二十三区清掃一部事務組合議会の議題一覧をお手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

◆岸 委員 資料配付ではありますがけれども、この間の委員会の経緯から考えて、水銀混入の清掃工場の復旧状況等、おわかりの範囲だけご説明いただけないでしょうか。

◎原田 管理課長 私どもに、十月十八日付で、清掃一部事務組合から復旧状況についてファクシミリが送られてきた状況をお知らせします。

最後にとまっていた光が丘の二号炉なんですけれども、平成二十二年七月八日以降停止して、この炉については定期点検と重なっていたためにずっととまっていたんですけれども、こちらが十月十八日の月曜日午前八時から再稼働をしましたということでございます。したがって、水銀混入ごみの不適正搬入のために稼働停止を余儀なくされておりました五つの焼却炉すべて、現在では正常運転しておりますということでございます。

---

○村田 委員長 それでは、1請願審査に移ります。

平二二・三一号「『容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書等』の採択を求める陳情」を議題といたします。

なお、本陳情については千二百九十三名分の追加署名がありましたので、ご報告をいたします。



ここでお諮りいたします。

平二二・三一号について、陳情者より趣旨説明したい旨の申し出がございます。これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田 委員長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、趣旨説明を聴取するため、ここでしばらく委員会を休憩いたします。

午前十時十四分休憩

-----

午前十一時開議

○村田 委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

◎阿部 事業課長 それでは、平二二・三一号、陳情につきましてご説明を申し上げます。

初めに、容器包装リサイクル法、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の趣旨でございます。

家庭から排出される一般廃棄物に含まれる再生資源としての利用が技術的に可能な容器包装につきまして、自治体による分別収集及び事業者による再商品化等を促進するシステムを構築いたしまして、廃棄物の適正な処理及び資源の有効活用の確保を図ることを目的として、平成七年十二月に施行されたものでございます。

次に、これまでの経緯でございますが、法の制定以降、平成十二年十二月でございますけれども、世田谷区議会におきまして、容器包装リサイクル法の改正及びデポジット制度の法制化を求める意見書を国に提出する議案が採択されてございます。その後、国はそうした自治体の動きを踏まえ、法成立後十年が経過した時点が平成十八年

六月でございますが、それまでの課題や問題点を踏まえまして法改正を行っておりますが、今回の陳情に関連する部分につきまして若干説明をさせていただきます。

まず、一点目は、事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入でございます。レジ袋等容器包装の排出抑制を促すとともに、主務大臣が事業者の判断の基準となるべき事項を定めるとともに、一定以上の容器包装を利用する事業者に対しまして、容器包装使用量削減への取り組みなどの国への報告義務を定めて、排出抑制の取り組みが不十分な場合につきましては、国が程度に応じて、勧告、公表、罰金を科するものでございます。

対象となる事業者は、百貨店、スーパーなどの小売業が主でございますが、対象容器包装排出量が年間五十トン以上の小売業、これは目安として中規模程度のスーパーで、世田谷区内の約七割のスーパーでございますが、こうしたスーパーがレジ袋削減のための取り組みを現在進めているところというふうに認識してございます。

次に、二点目でございますが、再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化ということでございます。再商品化委託料を負担しない、いわゆるただ乗り事業者対策の強化として、勧告、公表、命令を行ってもらう義務を履行しようとしぬ事業者に対しては罰金を科しておりますが、その額を五十万円から百万円に引き上げたという経過がございました。

それから、三点目でございますが、事業者が市区町村に資金を拠出する仕組みの創設でございます。実際の再商品化費用が事業改善や技術革新等の理由で当初想定されました経費を下回った場合に、差額の二分の一をいわゆる自治体の質の高い分別収集、選別等の寄与分と認めまして、事業者が自治体に資金を還元し、質の高いリサイクルを推進することを目的とするものでございます。この制度は平成二十年度から実施されてございまして、平成二十年度に自治体に還元された容器包装プラスチックに関する再商品化合理化拠出金合計額は九十二億円というふうに聞いてございます。ちなみ

に、世田谷区では平成二十年に二百三十七万円の還元を受けております。

次に、現状でございますけれども、全国のプラスチックの生産量につきましては、平成二十年度で一千三百四十五万トン、その中で塩化ビニル樹脂については百八十万トンでございますが、塩化ビニル樹脂の多くはご存じのとおり建材用でございますが、一部、塩化ビニル樹脂につきましては、食品ラップフィルム等で現在も使用されているというのが実情でございます。

次に、容器包装プラスチックの処理量でございますけれども、平成二十年度で六十万トン、再商品化委託料に換算しまして三百八十億円となっております。

容器包装プラスチックの処理に関する自治体負担につきましては、人口や会計のやり方、それから、中間処理施設の有無などによって具体的には異なってまいります。参考といたしまして、環境省が平成二十一年度を実施しました実態調査に基づいた試算でございますが、これをご紹介いたしますと、収集運搬経費につきましてはトン当たり四万七千五百六十三円、選別保管料につきましてはトン当たり四万四千六百九十円でございます。これを二十年度の容器プラスチックの処理量六十万トンに当てはめてみますと、自治体収集運搬費用総額は五百四十億円程度と試算され、自治体と事業者の負担割合はおよそ三対二という形になります。

次に、リターナブル瓶の推移でございますが、平成十八年以降のデータでもリターナブル瓶そのものにつきましては減っている、平成二十年度については百四十四万トン、全体で生産されている量がそれぐらいだというふうに聞いてございます。

次に、国の動向でございます。国は、中央環境審議会の中で容り法を取り巻く課題につきまして検討を進めているところと聞いてございます。ことしの十月にプラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度のあり方に係る取りまとめが出されましたが、その中で、検討の経緯と基本的な考え方の整理が行われ、プラスチック製容器包装の再商品化及び入札制度に関する現状と課題の整理が行われ、容器包装リサイ

クル制度全体の高度化をするための検討すべき措置の整理、あるいは、再商品化手法の評価結果についての整理、あるいは、容器包装以外のプラスチックのリサイクルのあり方について取りまとめが出されたところでございます。

その中で、基本的な考え方といたしまして、プラスチック製容器包装の再商品化のあり方については、特定事業者、消費者、自治体、容リ協会並びに再商品化事業者などの関係主体の適切な役割分担の中で協力してリサイクルを進める必要があり、再商品化事業者や、上流の容器包装の製造・利用段階や廃棄物の収集選別段階やその下流の再商品化製品の利用以降での取り組みまで視野に入れて、現行制度の見直しが必要な項目も含めて検討を行うと国はしてございます。

最後に、陳情趣旨についての認識でございますが、1の容リ法の役割分担の見直しにつきましては、分別収集、選別保管など自治体の負担分を製品価格に内部化するといった具体的手法はちょっと別にいたしまして、私どももこれまで政令市や特別区で構成する大都市清掃事業協議会等を通じまして国に要望してきたところで、現在もしているところでございます。

2のリデュース、リユースの促進につきましては、世田谷区も含め全国自治体で進めているところと認識してございますが、具体策につきましては、自治体の事情であるとか、あるいは、国や経済の動向を見据えて、その地域に合った手法を進めていくことが必要だと考えてございます。

3の製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みのあり方につきましては、さきに説明しましたように、現在国も課題として検討しているところと認識してございます。

陳情につきましてのご説明は以上でございます。

○村田 委員長 今の説明にご質疑がありましたら、どうぞ。

◆竹村 委員 細かくいろいろなデータをご説明いただきました。まず伺いたいのは、質の高いリサイクルをした自治体へ事業者からお金を還元する拠出金が平成二十年度から始まって、世田谷区は平成二十年度二百三十七万円であったということなんです。リサイクル費用全体では世田谷は幾ら平成二十年度にはかけたのか伺いたいです。

◎阿部 事業課長 収集運搬ということで、リサイクル費用全体としては十数億円、十二、三億円と記憶してございます。

◆竹村 委員 十二、三億円のうちたった二百三十七万円が戻ってきたということで、今、国へも要望しているとおっしゃった役割分担の見直しは非常に重要なことだということがよくわかります。

それから、リデュース、リユースを促進するための制度。これは今、阿部課長のほうは、地域に合った手法を検討するべきだというお話でしたけれども、ここも全く法律で何もうたわれていないものを自治体独自でやるということは非常にハードルが高くなると思うんです。法律である程度その方向性なり手法なりが示されるということは区にとっても――前回の我が会派の代表質問でも2Rを促進していくという答弁をされている中で、やはり法の後押しは必要であるというふうにお考えではないでしょうか、伺いたいと思います。

◎阿部 事業課長 現行の法制の中でも、消費者の側にも、意識向上、事業者との連携の促進を行うために、容器包装廃棄物排出抑制推進員等を配置して、つまりこの容器包装リサイクル法の中でも、リユース、リデュースであるとかを進めていくための一つの仕組みとしてそういったものも現行制度の中でもあるというふうには認識しております。

◆竹村 委員 十分ですか。世田谷区は今後、リデュース、リユースを促進するというお考えだと思いますが、現行法だけで促進できるというふうにお考えなのか、やっぱりいま一步法律のほうで基本的なものを推進するような法の後ろ盾ということも自治体として必要だと思っていらっしゃるのかどうかを伺いたいんです。

◎阿部 事業課長 特にリデュースにつきましては、生活の様式を根本的に――事業所管の認識としては、生活の様式からして一人一人の生活者の意識を変えていくということが基本にあると考えております。ですので、もちろん法律の後ろ盾も必要でございますけれども、私たち自身が現状の社会をどういうふう認識して、さまざま法律がございますが、平成十年以降制定された法律も含めて、限られた資源をいかに有効に使うのか、あるいは今、盛んに話題になっている環境問題も含めて、一人一人がその認識をもとにして行動していくということが非常に重要なことだと考えてございます。

◆竹村 委員 法の後ろ盾と一人一人の認識、両方で進めるというお答えだったと思います。

あともう一点、基本的なことを伺いたいです。二〇〇六年の法改正の時点、課長はまだ所管にいらっしゃらなかったと思いますが、先ほど私は質問のときにもこれに触れましたが、二〇〇六年の時点で、非常に過大な税金の負担というものが当初の容り法には示されていることから、各地方自治体と、きょう陳情を出されたような市民や消費者グループがとにかく一体となって、容り法の改正、役割分担を見直すことを求めて容り法改正の国会への請願も出しています。百万筆という大きな筆数がこの当初集まって求めたんですけれども、結果的に、これは行くのかなと思いましたが、最終段階で、自治体がやっていることなんて本当にどんぶり勘定じゃないか、お金がかかるかかると言っても根拠も示していないと経団連のほうから強い指摘を受けまして、この法改正は本当に不十分なまま終わってしまっているというところなんです。

その後、自治体も廃棄物会計、世田谷でもリサイクルにどれだけお金がかかるかということを出していただいていますし、先ほど二十年度は十二、三億円かかった、しかし、事業者側から戻ったお金はたったの二百三十七万円と言われました。今回の法改正で前回だめだったところをもう一度しっかりと見直すことが必要だと。

国へも要望しているということでしたけれども、これは市民とともに——特に、リサイクルのお金はどうか。事業者に戻すということは消費者が負担するということが当然になっていきます。もちろん事業者のほうがごみにならない容器を工夫したり、少なくしたり、そういったことも進みますが、全く全部が事業者負担でかぶるということではなく、やはり製品にも内部化されていかざるを得ない。それには、市民、消費者の協力を得て進めるということが非常に重要になってきています。今回、逆に市民、消費者の側からこういったことをということを出されていますが、やはり自治体として、世田谷区も一体としてこの方向性を進める必要があるというふうに当然お考えだと思うんですが、そのあたりを一言伺いたいと思います。

◎阿部 事業課長 私どもは、容り法の理念に基づいて現在処理を進めているところでございます。もちろん委員おっしゃられたように、その時々で課題が出て、その課題の中で整理がされ、今回につきましても、十八年度の改正のときに附帯決議もかなり出されたというふうには認識してございます。それ以降、実際運営する自治体としても現状さまざまな課題があるというところも認識してございます。ですので、国に対しては要望という形で行ってきているという現状もございます。

ただ、その基本にあるのは、やはり容り法の理念に基づいて、それが不完全であったとしても、実はそれが年を追うごとにそういう形で検討がなされ、現在においても国の中央審議会の中でも検討がなされているというところでございますので、要は国の動きを踏まえながら世田谷区としての事業を進めていきたいと考えてございます。

◆岸 委員 先ほどのご説明の中で、平成十二年に、世田谷区としても、国に対してと申しますか、意見を出してきた経過があるというご説明でした。自治体負担の問題ですとかその辺のことかなと思うんですけれども、どのような要望を行政としてやったのか、確認を含めてもう少し詳しくご説明願えないでしょうか。

◎阿部 事業課長 詳しくなるかどうかということはあるんですけれども、十二年の決議の内容でございますが、拡大生産者の観点から、過去の自治体負担と、不十分な事業者負担のあり方を是正すること及び効果的な手法としてデポジット制度の法制化を求めるという二つの柱立てで国に対して決議がなされたということでございます。

◆羽田 委員 消費者と市町村と申しますか、自治体、区で言えば世田谷区ですね。そこでの取り組みは一定程度進んできたけれども、しかし、事業者のほうなかなか進まない、そういう現状があると思うんです。

それで、先ほどの説明にもあったかとは思いますが、区の姿勢みたいなことはわかるんですけれども、事業者が何で進まないのかというところです。事業者側の取り組みがなぜ進まないのかということについて、その点についてもう少し詳細にわたって報告できますか。

◎阿部 事業課長 進まないことについてという形ではないんですが、例えば、事業者も今回の容り法に基づきまして、環境配慮設計について一定程度の努力義務が課されているというふうな認識にございます。これは国のホームページを見ていただければ出ていることなんですけど、先ほどお話が出ていたビール瓶などのリターナブル瓶は、某社のビール瓶につきましてはこの間二一%ほど減容化されている。六百五グラムから四百七十五グラムへ減容化がされている。それから、某社のペットボトルについては六十三グラムから四十二グラムに三三%減容化されている。あるいは、食品トレイ



につきましては三十九グラムから十三グラムに六六%減容化されているというふうなデータが掲載されてございました。これは、一つの事業者側の取り組み例だと認識はしております。

◆羽田 委員 今のは、話は進んでいるという話ですよ。つまり、物流コストの削減だとかいろいろ努力して商品の価格にはね返らないように一定程度やられてきているということは事実なんですよ。そこはいかがですか。（「使った人が払うのは当たり前だよ」と呼ぶ者あり）そういう問題を言っているんじゃないんです。

◎阿部 事業課長 商品価格につきましては、多分さまざまな要素で構成されていると認識しておりますので、そのあたりにつきましては、私どもはデータとして手元にごさいません。

◆羽田 委員 つまり、その商品価格にはね返らないようにするというのはそれなりに考えられているのではないのでしょうかということ聞いたんですけれども、それはわからないと。

◎阿部 事業課長 そうですね。

◆竹村 委員 今の関連でちょっと伺いたいんですけれども、ペットボトルに関して、ある一定のメーカーではその減量化が進んでいるということなんですが、その一方で全体量がとてもふえているというデータを記憶しているんですね。非常に便利であり、さまざまな飲料ができてきたので、片や薄くなっている——例えば、ミネラルウォーターなどは、環境をアピールする企業はどんどん薄くしているということは実感していますけれども、その一方で、温かいものをペットボトルに入れたりするときに非常に厚い、重い容器も出てきたり、さらに小さなペットボトルというのも容り法ができてから誕生しているというふうにも実感しています。総量としては非常にふえているの

ではないか。つまり発生抑制自体はトータルでは進んでいないのではないかと思います  
すが、もしデータを持っていたら教えてください。

◎阿部 事業課長 ここ数年の世田谷区のペットボトルの排出状況につきまして…  
…。

◆竹村 委員 発生。

◎阿部 事業課長 発生についてはちょっとわからないものですから、それが使われ  
て出てきたというところの間接的なデータになってしまう可能性がある——よろし  
いですか。ただ、現状、分別区分の変更等々がございまして、現在手元にあるデー  
タが平成二十一年度と二十年度の比較でしかないんですが、二十年度ですと千八百九十  
八トンに対しまして、今年度については二千六百五十六トンのペットボトルが出てい  
るという現状がございます。一点申し添えれば、二十年度につきましては十月から分  
別区分の変更があったということでございます。

◆竹村 委員 前回の容り法の見直しの際に、市民が国会のほうへ出向き院内集会  
が行われた中で、実は発生抑制ということを織り込むかどうか、非常にそこで議論に  
なりました。国のほうは排出抑制ということしか現行法には明確に言っていないとい  
うところがありまして、排出抑制と発生抑制は同じだと盛んに議論して、国の言葉で  
は排出抑制は発生抑制であると、そのときの議論の中でも飛び出して、市民側は非常  
にここに納得がいかなかったということを記憶しています。

やはり発生抑制が促進する法改正にならなくては、いかに熱心なところだけが取り  
組んでも、ペットボトルトータルではどんどんふえているという状況もあると感じて  
います。進めるべきというふうに思います。これは意見です。

○村田 委員長 それでは、本件に関し、態度を含めご意見をお願いいたします。

◆竹村 委員 まず、毎年世田谷区議会から市議長会を通じ、意見書を国や都に上げる活動を世田谷区議会ですてしております。ことしも容り法の見直しということで、ここに書かれたような趣旨に沿ったものを出したいという議論を幹事長会のほうですてしておりますが、昨年これを出したということで、ことしはほかのものを出しています。

世田谷区議会として、容り法の見直し、特に自治体の負担が非常に大きいことを見直していく、税金で過大にリサイクルをしている現行法を見直さなければならないという認識を区議会としてしっかりと持っているわけですので、ぜひ今回の陳情は議会として趣旨採択をして意見書を上げていくべきだというふうに考えます。生活者ネットワークとしては採択でお願いいたします。

○村田 委員長 採択ですね。

◆竹村 委員 採択です。

◆岸 委員 現行の容り法が、リサイクルの位置づけは明確になっておりますが、リユース、リデュースという2Rのところの位置づけがはっきりしていないためにご指摘のような状況が生まれてきているものと思っています。ですから、陳情の趣旨にもあるように、リユース、リデュースという2Rの内容を明確に法に盛り込むべきだ、こうしたご意見はもつともだというふうに考えております。そして、現行の制度では自治体負担が軽くないという状況。先ほど、リサイクルよりは再利用をというようなところの事例がありましたけれども、そういった方向に市場の中でも回っていく仕組みが必要と私は思っています。現在の容器包装リサイクル法の改正期を前にしているわけで、それを前にこうした区民の意見をその代表機関である議会として国などの機関に出していくことは重要だというふうに思っております。

平成十二年に区としてもう既に意見を出してきているという経過がありますから、行政側の態度も現状の法律そのものには問題がある、そういう立場にあると思います。

近く、平成二十年の段階でも、容器包装リサイクル法の改正に向けて拡大生産者責任を強めるように世田谷区から国や事業者に働きかけてくださいという趣旨の陳情が委員会では趣旨採択されてきているという経過もありまして、そういった面ではぜひこういう陳情は趣旨採択すべきだと思います。

前回の改正時とも比較して、温室効果ガスの削減という点でも世論には格段の違いがあります。環境型の産業構造への変化がいや応なしに求められているのはどこも同じで、特に二十三区においては分別区分の変更でこうした動きに逆行する動きが現実化しているもとで、こうした3Rの中でもとりわけ2Rの取り組みを強めて自治体負担を軽くしていくということは大変重要と思っております。

陳情については、繰り返しになりますが、趣旨採択をして、3R——リユース、リデュース、リサイクルしやすい仕組みと、あと、製品づくりを含めた環境整備を促進するという機運を自治体でも議会でも率先してその意思表示を行うべきと考えます。

◆羽田 委員 この審査のポイントを二つほど社民党としては考えさせていただきました。一つは、自治体としての負担をいかに取り除いていくかという課題があるわけですね。これはこの間の議会の中でもたびたび議論はされてきたかと思えます。そのためにも拡大生産者責任という課題があるわけですがけれども、先ほどの説明にもありましたように、区としての還元が二百五十七万円ということで、リサイクル費用が非常にかかっているという問題です。ここをいかに今後区として取り除いていくかという課題があると思えます。

その延長に、先ほど質問をしましたがけれども、事業者の負担です。事業者の負担というのは、事業者側が一番恐れるのは、商品価格にはね返っていくことだとか、コストそのものが引き上げられていくということだと思えます。それに向けた説明が先ほど少しあったかと思うんですが、物流コストの削減に向けた取り組みとか、容器包装そのものの改良だとか、幾つかそういうことを通じて一定得られていくと。言いか

えれば、法制度とそれを裏づける内容が同時並行的に進むのではないかというふうに私は思います。

その意味で、今回の個別の内容については少しどうなのかなという点もあるんですが、理念、考え方自体は当然求められている課題だと私は思いますので、社民党としては趣旨採択ということをお願いをしたい。

◆重政 委員 民主党といたしましては、理由の中では本当にごもつともというところがございませけれども、先ほどの話と逆に、この具体的な要旨の中には継続的に見ていかなければいけない部分があるかと思っております。継続審査でお願いします。

◆[菅沼](#) 委員 この趣旨はほとんど当たり前だというふうに思います。その中で、議員も質問したように、法律でやれという抑制だとか、全国統一の分別の種類や何かを法律でやれといったときに、議員の中でも自治体の負担を少なくしろという話が出てきています。その中で、実際にはデポジットだとか一般ごみの有料化というのは本来は国できちんと決めるべき問題なんです。その中で、最終処分場まできちんとその経費をやると。事業者もそうなんですけれども、それを買う国民もその分だけきちんと上乗せして負担をするというところを国で決めないと、じゃ、法律で国のほうがいかにげんにぱっと流したときに各自治体の仕事ももっとふえるわけ。そうしたら、逆にもっと税金がかかるわけですよ。その辺をきちんとしないでただやるというのは、自治体としてはちょっと恐ろしい。だから、国のほうがデポジットで一般ごみの有料化をきちんとしてそれでやるべきだというふうに思います。

この中身としてみれば当たり前の話です。本当は採択にしたいんですけれども、国の流れを見ながらやっていかないと、国は、法律だけ変えて資金面のものをきちんと各自治体によこすかというその辺も危ないところがありますので、継続にします。

◆佐藤 委員 我が党としては、取り扱いは、結論から言うと継続でお願いします。内容につきましては、我が党としてもこの内容についてはその通りだと思いますし、こういった循環型社会を目指していかなくてはいけない。ただ、余りにも影響が多いところがあるのと、まだ積み重なっている課題が多くあるので、もう少し議論を熟成させたい。

例えば、ごみの減量といっても、さきの委員会でもご説明があったように、ごみが減っても最終処分場の運営維持のためには結局負担金がふえている。それから、発生抑制といって、拡大者責任につきましても、私たちの食べている食料の三分の二は海外から輸入しているこういう依存体質も転換をしていかなくてはいけない。あとは、容器包装のリサイクル、プラスチックだけでいいのか、すべての製品のプラスチックについても当然大きく変えていかなくてはいけない。ただ、それには、収集、運搬、保管のコスト、人件費、さまざまな課題がやっぱりまだまだ残っていますので、うちの党としてはそういったのをしっかり議論として形成させた上で、国の動向も当然注視をしないといけないんですが、そうした上で目指していきたいということで、現状では継続でお願いします。

◆小泉 委員 この2Rを促進するという趣旨には賛同いたします。ただ、要旨の中で、1、役割分担を見直しと。このところは税金の負担の見直しということになると思いますけれども、自治体の責任を消費者が負担することにもなりかねないということもあります。

もう一つは、2の①レジ袋ですね。レジ袋など使い捨て容器の無料配布を禁止しということがありますけれども、先ほどもありましたように、世田谷の中規模の商店の七割が非常に努力をしているという中でなかなか進まないということは、やっぱり区民一人一人の意識もまだそこまで行っていないという課題もあります。今、国の審議

会でもそういうことが論じられているということで、しっかりと見ていくことも必要であるということから趣旨採択でお願いします。

◆ひうち 委員 自治体だけの負担でなく、やはり事業者に負担を分散させるということはもっともなことだと思います。ただ、この要旨の中で、製品の価格に内部化するということは、結局価格が消費者の負担になってくることも懸念されます。事業者の負担のあり方を国の中央環境審議会の動向も見てもう少し考える必要があると思いますので、継続でお願いします。

○村田 委員長 それでは、意見が分かれておりますので継続審査としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田 委員長 それでは、ご異議なしと認め、平二二・三一号は継続審査とすることに決定いたしました。

◆竹村 委員 結果、継続ということではありますが、今回の2Rをしっかりと容り法に織り込むという動き、これは全国的に全国の自治体の議会も今大きく動こうという運動が起こっています。前回二〇〇六年の失敗というか、積み残した課題を今度こそしっかりと循環型社会を築いていくために解決したいというこの動きですので、継続ということは不採択ということではないわけですので、ぜひこの委員会として、この陳情ではなくても、何らかの動き——言っていることはもっともだというご意見が、継続とおっしゃる会派からも多数出されましたので、特別委員会ですから、ここを議論して世田谷区議会としても何らかの意見書を出すことをぜひ提案したいと思います。

○村田 委員長 そういうご提案ですが、では、ご意見として承っておきます。

ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

○村田 委員長 それでは、次に移ります。4 協議事項に入ります。

(1) 次回委員会の開催についてですが、次回委員会は、第四回定例会の会期中であります十二月一日水曜日午前十時から開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田 委員長 ご異議なしと認めます。それでは、次回委員会は十二月一日水曜日午前十時から開催することと決定いたします。

---

○村田 委員長 その他何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田 委員長 ないようですので、以上で本日の清掃・リサイクル対策特別委員会を散会いたします。

午前十一時四十二分散会

---

署名

清掃・リサイクル対策特別委員会

委員長



